

令和 6 年度 第 1 回安芸市森林整備促進協議会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 3 時～午後 4 時 30 分
2. 開催場所 安芸市防災センター3 階大会議室（避難室）
3. 議事
 - 1 構想策定に合わせた協議会名称の変更について
 - 2 令和 5 年度事業（実績見込み）について_森林環境譲与税の活用
 - 3 令和 6 年度事業計画について
 - ・安芸市流域森づくり構想の進捗管理
 - ・安芸市流域森づくり構想の情報発信
 - 4 安芸市流域森づくり構想ロゴマークの管理について

4. 会議の内容

（事務局：農林課長）

ただ今から、令和 6 年度第 1 回安芸市森林整備促進協議会を開催させていただきます。

皆様には、大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
本日の議題といたしましては、令和 5 年度の森林環境譲与税を活用した事業の報告や、本年 3 月末に策定をいたしました安芸市流域森づくり構想に基づく令和 6 年度の事業計画を中心に議論をお願いしたいと考えております。

なお、本日の会議の様子につきましては、安芸市のホームページに掲載を予定しておりますので、写真撮影等をさせていただきますことを予めご了承ください。

それでは、開会に際しまして、会長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

（会長）

委員の皆様には、大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今年度から課税が始まりました森林環境税及び譲与が始まっている森林環境譲与税の活用につきまして、明確な安芸市の活用方針を示すべく昨年度、「安芸市流域森づくり構想」を策定したところであります。

今年度は本構想に基づく取組を進める最初の年となります。後ほど事務局から説明もありますが、構想の中で設定しました 30 のアクションプランのうち、すでに成果が出ている取組もありますし、今年度実施予定の取組、まだ議論が必要な取組もあります。それぞれの取組について議論をしていただき、本構想が描く安芸市の森づくりビジョンを具体化していきたいと思います。

それでは事務局、お願いします。

(事務局：農林課長)

本協議会の議事進行につきましては、協議会の設置要綱第 5 条第 2 項の規定により会長が行いますことをご了解ください。

(議長：会長)

これより議事に入ります。

それでは、第 1 号議案「構想策定に合わせた協議会名称の変更について」を事務局より説明願います。

(事務局：農林課林業振興係)

それではご説明をさせていただきます。

令和 2 年度から、森林環境譲与税の活用につきまして、また、安芸市の森林資源の適切な管理と林業の成長産業化につきましての協議を続けてまいりました当協議会では、会長のご挨拶にもありましたように、昨年度、「安芸市流域森づくり構想」策定のための協議を行ったところであります。

その構想策定のための第 3 回協議会の中で、構想の名称が「安芸市流域森づくり構想」に決まったことに合わせ、協議会の名称も「安芸市流域森づくり委員会」に変更してはどうかとのご意見があり、皆様からも賛成とのお声を多くいただいたところであります。この協議を受けまして、この度、改めて、協議会の名称につきまして、議案として諮らせていただくものであります。

なお、事務手続きといたしましては、現在の皆様の委嘱期間が令和 6 年 9 月 10 日までとなっている委員が大半となっていることから、令和 6 年 10 月 1 日より、設置要綱を変更し、改めて委嘱をさせていただければと考えるものであります。

ご説明は以上となります。

(議長：会長)

「構想策定に合わせた協議会名称の変更」につきまして事務局より説明がありました。当協議会の名称を、前回の協議会でご提案のありました、「安芸市流域森づくり委員会」に改めることにつきまして、ご意見などありますでしょうか。

～ 賛成の声多数 ～

他にご意見などがなければ、当協議会の名称を、令和 6 年 10 月 1 日より、「安芸市流域森づくり委員会」に改めることとしたいと思います。

あと、すいません、「安芸市流域」ということですが、安芸市内を対象とするという解釈でいいですか？

(事務局：農林課林業振興係)

はい。地域を「流域」という視点で捉えなおし、森の恵みが川によって届けられる範囲(流域)を対象とした構想ということです。安芸市のまちはすべてこの流域に入っています。

(議長：会長)

はい。そういうことですね。それでは進めていきたいと思います。

第2号議案「令和5年度事業(実績見込み)について_森林環境譲与税の活用」を事務局より説明願います。

(事務局：農林課林業振興係)

それではご説明させていただきます。

令和5年度の事業のご報告を、実績見込みということでご説明させていただきます。

まず、緊急間伐総合支援事業、現在は名称を「みどりの環境整備支援事業」と改めておりますが、この補助事業によりまして、未整備のまま高齢林へと移行している人工林の間伐等の作業、また作業道の開設等に要する経費の補助を行いました。

次は森林経営管理事業になります。

当協議会委員の皆様への報償費に続き、安芸市流域森づくり構想策定に係る業務委託費につきましては資料のとおりとなっています。また、構想策定の中では、先進地視察として本山町への視察も行いました。

森林経営管理制度に基づきます森林所有者への意向調査等の実施のための人件費につきましては資料のとおりとなっております。次は、森林施業境界の明確化の取組となっております。航空レーザー計測によります地形データの判読などのリモートセンシング技術によりまして境界素図を作成し、土地所有者等の皆様にご説明を行って同意をいただくというものになります。対象地域は入河内地区と大井地区になります。

次は、市民生活に支障のある管理されていない里山林の整備に対する補助事業でありまして、5件の実績があります。その次は木材利用促進の取組として、木堀設置に対する補助事業となります。倒壊の危険性が高いブロック堀を撤去し、そのあとに木堀を設置する際にかかる費用を補助するもので、1件の活用がありました。その次も木材利用の促進についてとなりますが、農業用ペレットボイラーの機器更新に対する補助事業となりまして、1件の活用がありました。

その次は、林業事業体の担い手対策の取組として、林業事業体へ新規就業する方の住宅確保に係る費用や家賃等を補助する事業となっております。2名の方に活用していただいております。次は再生林にかかる費用への補助事業となっております。1件の活用がありました。

次は自伐型林業の推進に関する取組となっております。体験研修やステップアップ研修を実施しました。研修が2つありますが、体験研修は自伐型林業を広く知っていただくた

めの取組と位置付けておりまして、一方、ステップアップ研修は、より専門的な技術を学びたいという方に向けた研修となっております。また、自伐型林業の実践者を確保するために、大阪市で開催されました説明会にも参加しまして、安芸市の取組を説明してまいりました。

その次は、林業に欠くことができない林道・作業道の維持修繕に対する取組でして、4路線の側溝修繕や路面維持管理工事を行いました。

最後は、木材の公共建築物への活用ということで、市役所新庁舎への市産材活用を行いました。

令和5年度の森林環境譲与税の活用につきまして、ご説明は以上となります。

(議長：会長)

「令和5年度事業（実績見込み）森林環境譲与税の活用」につきまして事務局より説明がありましたが、質問やご意見はありませんでしょうか。

(8番委員)

統合中学校の校舎への木材利用も令和5年度でしたでしょうか？

(事務局：農林課林業振興係)

統合中学校にも木材を積極的に活用しております。ただ、森林環境譲与税とは別の財源を活用することができましたので、こちらの報告には記載がありません。森林環境譲与税は限りある大切な財源ですので、他で工面ができればその分を森林整備等の必要な取組に配分することができますので。このような経緯から統合中学校への木材利用に関しましては森林環境譲与税の活用はありません。

(9番委員)

森林施業境界の明確化事業を実施したとありましたが、他の地域への実施についてはどうでしょうか。調査がやりやすいところだけしか実施していないのではないのでしょうか。

(事務局：農林課林業振興係)

施業に必要となります森林施業境界の明確化ということで、入河内地区周辺の里山を中心に実施したわけですが、これは、自伐型林業の推進の取組と連動したものになります。今後、どのように進めていくかにつきましては、安芸市流域森づくり構想の中で、森林ゾーニングを行い、優先順位についての議論を重ねてきたところでありますが、やはり、流域森づくり構想としたわけですので、河川への影響が大きい森林の整備は優先すべきだろうという議論がありましたし、川上の分科会の中では、市民から注目されている場所、つまり、まちに近い山の整備も優先度が高い、奥山の手入れも必要ではあるが、森林環境譲与税の活用に関心が高まる中、市民生活に近い場所の森林の整備をまずしっかりやるべきではないか、

といった議論があったわけです。このような議論の結果が構想に盛り込まれましたので、今後におきましては、この方針に基づきまして森林施業境界の明確化を進めてまいりたいと考えております。

(9 番委員)

特に今後、森林所有者の高齢化が進むと考えられます。境界に関する情報を持っている人が健在なうちにできるだけ森林施業境界の明確化を進めていただきたいと思います。

(議長：会長)

地籍調査につきましては、まだかなり時間がかかると聞いています。高規格道路建設のため奥山以外の場所も地籍調査を進める必要があり、地籍調査を待っているのは施業ができないのが現状だと思います。

あと、私からの質問ですが、再生林にかかる補助金がかかなり安いと感じますが、どのような経緯があるのでしょうか？

(事務局：農林課林業振興係)

その再生林の補助金は下刈りにかかる費用への補助となっていますので、金額的にその規模となっております。

(議長：会長)

他にご意見などがなければ承認ということでよろしいでしょうか。

～ 異議なしの声多数 ～

(議長：会長)

ありがとうございます。それでは次に進みたいと思います。

第3号議案「令和6年度事業計画について」を事務局より説明願います。

(事務局：農林課林業振興係)

それではご説明させていただきます。

資料は安芸市流域森づくり構想のアクションプランに対応するように整理しています。また、「進捗管理・達成度把握」の欄に、すでに成果の出ているもの、今年度取組を進めるもの、今後さらに議論が必要なものなどの区分を記載しています。取組内容等は資料に記載のとおりで、特に重要であるものについてご説明をさせていただきます。

アクションプラン No.1 の「河川環境保護のための森林整備」は、安芸市流域森づくり構想が最も重視する「流域」を守るアクションプランになりますので、特に重要な項目になり

ます。具体的な取組につきましては、まだ専門的な知見等も不足していることから、今後、専門家も交えて必要な取組についての協議を進めたいと考えています。アクションプラン No.2 の「自然科学的根拠に基づく森林ゾーニング」は、安芸市流域森づくり構想で実施した森林ゾーニングの精度をさらに高め、地域の森をどのように作り直していくのかを考える取組になります。再造林や、先ほどの No.1 に関連した溪畔林、また、生物多様性の保全など、どこの森をどのように整備していくのかの方針をさらに詳細に設定し、その上で、それぞれ森を「目指すべき姿」にするためにインフラとしての路網であるとか、人材であるとか、高性能林業機械の活用といった各課題を議論していく必要があります。

アクションプラン No.8 の「生物多様性の保全」につきましては成果がありましたので、5 ページに詳しい内容を記載しています。

この度、別役地域にある三菱商事株式会社の社有林と安芸市の市有林が、「三菱商事 千年の森（通称：彌太郎の森）」として環境省の自然共生サイトに認定されました。この「自然共生サイト」とは、ネイチャーポジティブ（2030 年までに生物多様性の現在の損失を止め、回復軌道に乗せるという国際的な取組）の実現に向けて、「生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する仕組みのことで、安芸市流域森づくり構想が生物多様性の保全のために認定を目指していたものになります。「彌太郎の森」は、地域的に孤立している個体群として特にその規模が極めて小さく絶滅の恐れがあるツキノワグマなど、希少な野生生物たちの移動経路として機能しています。今後は適切な維持管理及びモニタリングを実施し、必要な対策を講じて自然共生サイトの優良事例となることを目指していきます。

アクションプラン No.10 の「林道、作業道の延伸、維持修繕」は林業に欠かすことができない路網の充実と維持管理に関する取組です。森林環境譲与税を活用した路面の整備や開設の補助等を行います。また、施業地内を移動するための基幹作業道のメンテナンスは林業経営にとって重要であることから、このような路線について、搬出間伐が実施されなくても補助が受けられるよう検討を進める必要があります。

アクションプラン No.11「森林経営管理制度に基づく森林整備」は、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託するか市町村自らが管理することで森林の管理を適正化しようという取組です。森林所有者への意向調査や森林施業境界の明確化などの事業を行います。

アクションプラン No.17「木質バイオマスエネルギーの利活用による脱炭素化の取組」では、木材利用を促進するため、農業用バイオマスボイラーの機器更新への補助に加え、燃料購入費への補助も行います。また、アクションプラン No.20「特用林産業の振興」では、新規就業者確保への補助を行うこととしています。また、山でのチェーンソー等の機械を用いた伐採作業を伴う特用林産業につきましては、林業と同様の安全対策が必要であることから、装備購入等に対しての支援を今後検討する必要があると考えております。

また、アクションプラン No.21「公共建築物への木材利用促進」では成果がありました。市役所新庁舎及び統合中学校の建設に際し、市産材のヒノキ等を多く用いた設計を行って、

木材利用を促進しました。

アクションプラン No.22 は、看板等の施設の老朽化が目立っている東山森林公園の再整備を行い、森林環境を身近に感じることができる森林公園として利用を促進することを目指す取組です。リニューアル計画の策定や、利用者が多く訪れる場所の整備等を行います。また、市民参加のワークショップを開催し、市民の意見を反映させたリニューアル計画となるよう取り組みます。アクションプラン No.26「森林を通じた教育（森林環境教育）」につきましては、今後、さらに議論が必要ですが、先日、人工林の苗を育てる事業者から、子どもたちに植林の大切さを学ぶ体験学習をさせたいとの相談がありましたので、このような機会も活かして森林環境教育の取組を進めてまいりたいと考えております。

アクションプラン No.27「森づくりへの市民参加促進、ネットワークづくり」では成果があり、市民団体による森林浴イベントの開催につきまして5ページに詳細を載せています。実施されたイベントは、市民団体「フォレストオーシャン」主催によるもので、5月4日の「みどりの日」に東山森林公園で行われました。イベントは海が見えるベンチまで行って帰ってくる「歩く森林浴」と、木漏れ日の中でハンモックやアウトドアチェアに腰掛けて静かに森時間に身を委ねる「歩かない森林浴」の2部構成になっています。約20人の参加者は森林ガイドの案内のもと、5月の清々しい森の中をゆっくりと歩き、午後の「歩かない森林浴」では、森林浴のバリアフリー化を大切にしたプログラムを楽しみました。

アクションプラン No.30「森林で活躍する、森林を通して自己実現できる人づくり」では林業の担い手対策として自伐型林業の推進に取り組むこととしておりまして、今年度は地域おこし協力隊の募集も行う予定です。

また、アクションプラン No.25「安芸市流域森づくり構想の情報発信」では、安芸市ホームページに専用ページを設けて記事を掲載するほか、広報紙への記事掲載や、「安芸市流域森づくり通信」というチラシで情報を定期発信する取組を進めています。安芸市流域森づくり構想を多くの人に知ってもらい、森林環境譲与税を活用してどのような森づくりが進められているかを発信するため、アクションプランの中でも、情報発信を重要な取組と位置付けたところではありますが、具体的には、議案書のとおり、インスタグラムでの情報発信と、ユーチューブへの動画投稿を取組の案としております。

インスタグラムは若い年齢層で広く使われている SNS であり、発信名義としましては、例えば、構想の推進体制として定めましたワーキンググループの構成員が共同で写真等を用いて記事を投稿することを想定しています。ユーチューブへの動画投稿もワーキンググループ構成員が安芸市内の森林や、林業・木材産業の現場で撮影を行い、構成員が所有する音楽を使用して3分～4分程度の短い動画にまとめることを想定しています。それぞれの狙い等につきましては6ページに記載をしております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いします。

(議長：会長)

「令和 6 年度事業計画」につきまして事務局より説明がありましたが、質問やご意見はありませんでしょうか。

(15 番委員)

アクションプラン No.9「環境先進企業とすすめる協働の森づくり」についてですが、パートナー企業として、三菱商事エネルギー株式会社が入っていないですが、なぜでしょうか？

(事務局：農林課林業振興係)

三菱商事エネルギー株式会社とは、現在、協定締結に向けた手続きを進めているところです。本日の資料には協定を結んでいる企業のみを記載するということで整理いたしました。今年度中には三菱商事エネルギー株式会社とも協定を結び、森林保全に取り組んでいく見込みとなっています。

(9 番委員)

令和 6 年度事業計画についてお聞きします。この度、「安芸市流域森づくり構想」として素晴らしいものができたと思います。本当に明るい気持ちになりました。しかし、現状の山を見ますと、光が入らない整備不足の人工林が多く、倒れた木の河川への流入も多く見受けられます。ぜひ、一つずつ計画的に森林の整備を実施していただきたいと思います。特に、河川へ流入した倒木等が川の流れを堰き止め、それが決壊した時に災害を引き起こすかもしれない、そのようなことを心配しています。災害の原因にならないような森林整備を進めていただきたいです。

(議長：会長)

伐った木を搬出する林業現場では、今までは、木材利用に向かない木の部分を林地に残していましたが、現在は大型の車両も林内に入れるようになったことから、かなりの材を搬出するようになっていきます。材としては高くは売れませんが、バイオマス資源として活用するなど工夫をして、できるだけ林内に未利用材を残さないようにしています。

一方、木材を搬出できるまで山を育てるその過程での保育間伐では、伐った木をその場に残すことがあります。ただし、そのような場面でも、伐った木が河川へ流入しないよう、谷筋には切り倒さないといったルールを決めて作業をしています。

ただ、近年の地球温暖化による異常な降雨は、予想がつかないので、そのような大雨が降れば防ぎようがないかもしれません。

(9 番委員)

豪雨災害から約 6 年が経過するわけですが、まだ河川沿いには流木が残っていたりします。また、同じような大雨が降って、その流木が流れたら大変なことになるのではないかと、どこが責任を持たなければならないのか、行政としても、災害の無いまちづくりをしてほしいと思います。

(2 番委員)

河川に流れ込んでいる流木というお話ですが、根がついているかどうかで状況分析は変わると思います。林業作業で発生するものは根がついていません。根があるのは氾濫した河川流で倒された河川沿いの木ではないでしょうか。異常な水流では木も倒されてしまいます。

(議長：会長)

森林整備の状況を、特に民有林について、14 番委員から追加の説明等はありませんか？

(14 番委員)

森林整備では間伐等の作業を行って、適切に林内に光を入れて健全な森に育てていきます。その工程の中には、間伐した木を搬出しない保育間伐という作業があるわけですが、その作業の際には、伐倒した木が河川に流入しないような措置をとるよう県としても指導をしているところであります。搬出間伐につきましても、先ほど会長から現場の状況についての説明がありましたように、かなり多くの木材部位が利用できるようになってきていますので、林内に残されるものは減ってきています。施業方法につきましても災害につながるような方法で実施をしていただくよう指導をさせていただいています。

(議長：会長)

国有林はどうでしょうか？13 番委員、ご説明等をお願いできますか？

(13 番委員)

国有林におきましても、災害の影響で林道が壊れている箇所があります。市道、県道が復旧し、その後に国有林内の道を復旧させる計画でしたが、この前の豪雨でまた崩落等があり、作業が止まっている状況です。その影響もあり安芸市の国有林での間伐作業は遅れ気味の状況です。ただし、搬出間伐につきましては、作業道を開設して車両によって運び出す以外にも架線集材による方法もありますので、そのように工夫をしながら、河川に影響を与えるような施業は極力しないように進めたいと考えています。

(9 番委員)

よく分かりました。ただ、やはり気になるのは責任の問題です。一番は森林所有者の責任ということだと思いますが、流木が河川に流れ込んでもそのままになっているわけで、それを誰が対応するのか、ぜひ、災害が起きないように取り組んでいただきたいと思います。

(8 番委員)

アクションプラン No.23「安芸市のシンボルとしての妙見山周辺の森林環境の活用」についてお聞きします。今から 10 年前に NHK の大河ドラマ「龍馬伝」に関連して、岩崎彌太郎の銅像を生家に移設して、生家が観光地として注目されたわけですが、その際に、「志の道」として妙見山の麓から登山道を整備したと思います。この取組に関連したものでしょうか？

それから、当時、私も登山道を登ったことがあります。1 時間、2 時間かかるかもしれませんが、やはり休憩する場所とトイレが必要ではないかと、当時も意見させてもらったことを思い出しました。特に、地元の井ノ口小学校では児童も妙見山に登るという伝統行事がありますので、星神社の周辺でもいいですが、衛生面でやはりトイレがあったらいいのと思います。森林環境を活用した取組になるとと思いますので、もし可能であれば、この森林環境譲与税も活用して環境整備ができたと思います。

(議長：会長)

その登山道は個人所有の森林を通して作られていると思います。環境整備等を行うには山主の方の了解も必要になると思います。また、登山道途中にトイレを設置するのは難しいのではないのでしょうか。

(8 番委員)

トイレは山頂付近の星神社への設置のことです。登山道の途中での休憩に関しては、当時、市内の高校生がベンチを設置してくれたように記憶しています。ぜひ、森林環境の活用と観光面との連携を検討してみたいと思いました。

(11 番委員)

令和 6 年度事業計画の進捗管理・達成度把握の部分に、「今後、さらに協議が必要」とある項目は、具体的にどのように協議を進めていくのでしょうか？

(事務局：農林課林業振興係)

協議の進め方につきましては、構想策定の際にも行いましたが、分科会ということで、テーマに深く関連した委員を中心とした小規模な議論の場が活発に議論しやすいかもしれませんので、そのようなテーマごとの分科会、あるいは、これも構想の中に推進体制として明

記されましたが、委員だけではなく、行政関係や一般市民の方、専門家も交えたワーキンググループという単位で議論をすることも必要だと考えております。

ただ、安芸市流域森づくり構想は5年を一つの区切りと言いますか、単位として見直しをかけていくようにしておりますので、30のアクションプランをすべて令和6年度中に取り組むわけではなく、十分な議論を要するアクションプランにつきましては、この5年間で進捗管理をしていく必要があると考えています。

(11 番委員)

この度、とてもいい構想ができたと思っています。私は観光に関する仕事に関わっていますが、安芸市に来られる観光客の方は、安芸市といえば、三菱グループにゆかりのある地としてイメージされていることが多いと感じていまして、アクションプラン No.9 でも環境先進企業である三菱グループの企業と協働して森林整備を進めていることは素晴らしいと思っています。このような大きな企業が安芸市の森づくりに関心を寄せてくれていることをもっと市民の方に知ってもらいたいですし、企業の森林保全活動参加者と市民との交流がもっと増えればいいと思います。例えば、一緒に森林学習や環境問題についてのワークショップをするなどの取組ができるといいと思いました。

また、先ほど8番委員がお話されたように、観光面でも、妙見山の森林環境の活用を、今までは岩崎彌太郎にゆかりの地として扱ってこられることが多かったと思いますが、妙見山を通して自然に触れる、自然のことを考えるという、今までよりもっと先を見た活用が可能だと感じ、そのような視点での発信もできたらと思いました。さらに、環境問題や生物多様性保全の問題などの国際的な課題を安芸市の妙見山から考えられるよう、三菱グループの企業とともに取り組んでいけたらとても意義のあることだと思います。

もう一つ、この構想は扱うテーマが広く、森林・林業・木材産業にとどまらず、まちづくりや川、海の環境保全までも含むため、議論の場には森林・林業・木材産業の関係者だけでなく、農業や水産業、商業など、幅広い分野の関係者が参加できるといいのではないのでしょうか。構想スタートの最初のこの5年間で、さまざまな人材が構想に関われるようになるいいと思いました。

(事務局：農林課林業振興係)

ご意見をありがとうございます。現在、お話にありました「まちづくり」につきましては各方面で多くの取組が行われているところです。その中であって、安芸市流域森づくり構想としましては、森林がもたらしてくれる多くの恵みをまちに行き渡らせる、森づくりを通じたまちづくりを目指そうという視点で取組を進めていくわけですので、この「森づくりを通じたまちづくり」という方針は揺らぐことなく据えたいと考えております。従いまして、恵みを生み出す源流点である森林を健全に保つことは最優先の取組になります。その取組をしっかりと行った上で、森林からの恵みをどのように行き渡らせるかについて様々な分野の方

に議論に加わってもらうことは大変重要だと思います。構想に定めました推進体制では、安芸市森林整備促進協議会委員に加え、市民や専門家、行政、関係事業者など様々な立場の人が参加したワーキンググループで各課題に向けた議論を進めていくこととしています。また、より参加しやすいものとして森づくりワークショップも開催する計画ですので、そのような場面で林業・木材産業にとどまらない広い分野・視点からの意見を取り入れていきたいと考えています。

（議長：会長）

林業を含む一次産業を取り巻く状況についてですが、今、燃料費が高騰しています。施業に必要な資材費等も高くなっています。しかし、木材市場での価格で買い取られるので、コスト負担が大きくなったからといって簡単に木材を値上げすることはできないのです。価格設定に難しさがあるのが一次産業だと思っています。そのような中で収益を出そうと苦勞をしているわけです。材価が安ければ生産する木材を増やすなどの努力をして何とか黒字にしようと努めています。

ぜひ、林業などの一次産業の現状も知っていただき、構想推進の議論をしていただきたいと思います。

（10 番委員）

木材の収益だけで経営をすることの難しさがよく分かりました。一方、安芸市流域森づくり構想のアクションプランの No.1 として河川環境を保護するための森林整備を設定しましたので、今後、例えば公共事業として河川沿いの森林整備を進めるなど、しっかり林業事業体に支払いがされるという、そのような仕事もあっていいのではないかと思います。

やはり、アクションプランの一番目に位置付けたこともありまして、9 番委員のご指摘にもありましたように、河川環境保護のための森林整備は大切にしていきたいと思います。そのためには、重視すべきポイントが 2 つあると思っています。1 つ目は、河川氾濫が起きるメカニズムがはっきり分かっていないこと、作業道を起点とする災害もありますし、その場合にはどこに責任があるのかといった議論もあると思いますが、2 つ目は先ほども林業事業体の皆さんが河川環境保護に配慮した施業をしているとお話されていましたが、そのことがあまり知られていないのではないかという点です。どのような工夫をされているのか、どのような作業なのか、そのようなことを発信していくことが大切だと思います。

この 2 点に対する提案といたしまして、1 つ目の、メカニズムの理解という課題につきましては、テーマを深掘する研修会や視察をワーキンググループに限らず協議会全体で実施するというのはどうでしょうか。壊れにくい道づくりや環境土木の新しい技術も増えてきていますし、溪畔林をしっかりとゾーニングして管理していくとう手法もあると思います。既に実施している自治体もあると思いますので取組を勉強しに行くなどできたらいいと思います。2 つ目の発信に関する課題につきましては、皆さんが日頃、川を大切にされている

作業の様子を私も見てみたいと思いますし、協議会委員で見学に行くのもいいのではないのでしょうか。動画を 유튜브 にアップして、「これだけ河川環境に配慮した作業をしているんです」という情報を発信してみるのもいいと思います。それを見た人が安芸市で林業をしてみたいと思ってくれるかもしれません。

それと、議案書に令和 6 年度事業計画を記載していただいています。これに予算額などの記載があればもう少し議論しやすいのではないのでしょうか。

また、安芸市の令和 6 年度予算書にはアクションプラン No.8「生物多様性の保全」に関する調査の費用が計上されていますが、これは具体的にどのような委託等を考えられているのでしょうか？

(事務局：農林課林業振興係)

予算額につきましての情報が不足した資料となっております。アクションプラン No.8「生物多様性の保全」に取り組むための令和 6 年度予算といたしましては、もしかするとお手元の資料では他の事業の予算額も合計されているかもしれませんが、予算額といたしまして、996,000 円を計上しております。事業内容といたしましては野生生物のモニタリング調査の費用となります。協働の森づくり事業で森林整備を行っている「三菱商事 千年の森」が自然共生サイトに認定されましたが、野生生物のデータの更なる充実が必要との指摘を受けていますので、自動撮影カメラ等により哺乳類調査やラインセンサス調査による鳥類の生態調査を実施する計画です。このようなモニタリング調査で得られますデータをもとに、必要な環境保全対策を検討していきたいと考えております。また、委託先等具体的な部分はまだ決まっておりますが、対象地が協働の森づくり事業を進めている森林になりますので、パートナー企業とも協議しながら取組を進めていきたいと考えております。

(10 番委員)

アクションプラン No.17「木質バイオマスエネルギーの利活用による脱炭素化の取組」について、安芸市の広報紙に令和 6 年度予算の記事がありますが、かなり大きい金額が記載されています。どれくらいの補助率、件数を想定しているのかなど教えていただけますでしょうか。規模感を知りたいと思います。

(事務局：農林課林業振興係)

広報あき 4 月号に掲載しました令和 6 年度当初予算の記事では、記載方法としまして特徴のある事業名のみを記載するような編集になっておりまして、アクションプラン No.17 の取組として、バイオマスボイラー燃料費に対する補助と記載しています。この部分の金額は森林経営管理事業にかかる予算額となりますので、森林環境譲与税の譲与額に関する金額も含んだ 1 億 3,858 万円となっております。農業用の木質ペレットボイラーの燃料購入

費補助としましては4,200,000円を計上しております。市内で稼働しています約30台の木質ペレットボイラーでの活用を想定し、1キログラムあたり10円の補助を考えております。

(議長：会長)

他にご意見等がなければ第3号議案「令和6年度事業計画」につきましては承認をいただいたということでしょうか。

～ 異議なしの声多数 ～

(議長：会長)

ありがとうございます。それでは次の議題に進みたいと思います。

第4号議案「安芸市流域森づくり構想ロゴマークの管理について」を事務局より説明願います。

(事務局：農林課林業振興係)

ご説明させていただきます。

安芸市流域森づくり構想を広く知ってもらうために、スローガンであります「Blue Forest, Blue Ocean.」をロゴマークとしてデザインし、構想の冊子等に使用しているところでございます。

このロゴマークを様々な場面で広く使ってもらい、本構想の認知度を向上させたいと考えるわけですが、誤った使用等によりデザインに込めた考え方が正しく伝わらないとロゴマークの効果が無くなってしまいますので、最低限の使用に関するルールを決めておく必要があると考えています。ロゴマークの使用可能な利用目的といたしましては、例えば、配布物やポスター、グッズ、インターネット上での利用などを想定しています。議案書にはロゴマークの活用例として、森林浴イベントでの活用方法を掲載しています。イベント会場までの案内看板等やシールに活用しました。

8ページには利用規約の案を、9ページには利用のための申請書の案を記載しています。ロゴマークの第一の目的は安芸市が「安芸市流域森づくり構想」を策定し、構想を推進していくために製作するということになりますが、その目的以外の二次利用について最低限のルールを定めておこうというものです。定めるルールとしましては、使用に関するルール、例えば、公序良俗や社会通念に反するウェブサイトや出版物に掲載等しないこと、安芸市の許可なく有料で配布しないこと、といった内容になります。もう1つのルールは、デザイン面での制限についてでありまして、10ページから14ページに構想冊子のデザインを発注した際に提示されたロゴマーク利用ガイドラインを掲載しています。

よろしくお願いいたします。

(議長：会長)

「安芸市流域森づくり構想ロゴマークの管理」につきまして、事務局より説明がありましたが、質問やご意見はありませんでしょうか。

(10 番委員)

7 ページに記載があります森林浴イベントを主催していきまして、ロゴマークも活用させていただきました。前後しましたがロゴマークの使用についてもご承認いただければと思います。ロゴマークを活用した感想といいますか、すごく使って良かったなと思っていきまして、参加者の方が、このロゴマークを気に入って、ご自身の SNS 等で発信をしてくれているなど、ロゴマークに共感して、安芸市流域森づくり構想を応援するよと言ってくれる人が増えたという実感があります。ぜひ、今後もこのような活用を広げていけたらいいと思いました。

(11 番委員)

このロゴマークがあることで、市民の方も「何だろう」と思って注目してくれると思います。ぜひ、皆さんでロゴマークを使って、私たちから発信をしていけたらと思います。私も 12 月に森を歩くイベントを開催する予定ですので、そのような場面で活用をしていきたいと考えています。

(議長：会長)

他にご意見等がなければ第 4 号議案「安芸市流域森づくり構想ロゴマークの管理について」は承認をいただいたということでよろしいでしょうか。

～ 異議なしの声多数 ～

(議長：会長)

ありがとうございます。それでは次に進みたいと思います。

「その他」となりますが、何かありますか？

私から、意見といいますか、思ったことですが、安芸市流域森づくり構想は「流域」という視点を大切にするわけですが、そうすると赤野川の上流部にも素晴らしい森林がありますし、下山の名村川上流にもかなりの面積の充実した森林が広がっています。大きな河川として安芸川、伊尾木川を考えてきましたが、それ以外の流域も含むわけですよね？と言いますのは、「流域森づくり構想」ですので当然対象範囲として安芸市内の各河川流域が入るわけですが、安芸市森林整備促進協議会の委員としてもこの河川に関わる人材が加わってもいいのではないかと考えての意見であります。赤野川にしても、穴内川、名村川にしても、それぞれの人が思いを持っていると思います。

(2 番委員)

そう考えると、海の関係者が必要ですね。

(議長：会長)

そうですね。海に関わる人がいないですね。

今後、より幅広い議論をしていくためにも検討をしたいと思います。

名村川と言えば、私のところで名村川上流部の森林の整備をすることになっています。もし興味があれば、ツアーを組んで皆さんに現場をご紹介もしたいと思います。

他にご意見などがなければこれで終了したいと思います。

長時間における協議をありがとうございました。

これを持ちまして令和 6 年度第 1 回安芸市森林整備促進協議会を終了したいと思います。